



15のいす

利用しやすく 分かりやすい 民事裁判

最高裁判所判事

今井 功

「利用しやすく分かりやすい民事裁判」の実現を目標とした新しい民事訴訟法が平成10年に施行されて今年で10年になる。新法は、当事者が真に争う点を早期に明確にし、争点に絞った集中的な証拠調べを行うことによって、審理を生き生きとしたものとし、民事紛争の迅速な解決を図ることをねらいとして、争点整理手続を整備し、証拠の収集手続を強化した。また、簡易裁判所では、少額事件を簡易な手続で早期に解決する少額訴訟制度が創設された。

新法施行直前の平成9年と平成19年を比較すると、地方裁判所の第一審事件の平均審理期間は、全事件では10.0月から6.8月へ、そのうち人証を取り調べた事件では、20.8月から18.5月へといずれも迅速な解決が図られている。また、証人や本人を1回の期日又は近接した期日で調べる集中証拠調べは、最近では、7～8割の割合で実施されている。最高裁で1,2審の記録を見ていると、多く

の事件で争点が早期に確定され充実した審理が行われていることがうかがわれる。また、少額訴訟事件は、毎年2万件を超え、大部分の事件は1回の期日で終了し、審理期間の平均は、約1.6月である。

このように、新民事訴訟法は、関係者の努力により、おおむねその制定の趣旨に沿った運用が行われ、利用しやすく分かりやすい裁判という目標に向けて着実な歩みを続け、一定の成果を収めてきたといえることができる。

最近の社会経済情勢の複雑多様化、国民の意識の変化、国際化の進展により、複雑困難な民事事件が増加している。

また、法曹養成制度改革により、多くの新しい法曹が誕生していることから、民事事件がさらに増加することが予想される。民事訴訟法施行10年を機に、改めて「利用しやすく分かりやすい民事裁判」の実現という新法制定の理想、情熱や趣旨、目的を想起しつつ、民事裁判が新しい時代の要請に応えたものとなるよう、その在り方についてさらに検討を重ねる必要があると考えている。

